



# 社会保障財源としての消費税率の引き上げと 逆進性緩和策について

鈴木 善 充

**要旨** 本稿では、社会保障財源として、消費税率の引き上げはどこまで必要であるかを予測し、消費税の増税から生じる負担の逆進性への対応策と軽減税率が引き起こしている制度の非効率性への対応策を検討した。

本稿で得られた結果として、第1に、2025年において一般会計における社会保障分収支は、現在価値で15.4兆円の赤字となる。社会保障財源として国税分を増税させ、これにともなって現状の割合で地方消費税分も増税させ、軽減税率は据え置くとすると、消費税の税率は約18%となる。

第2に、消費税増税に対する負担の逆進性への緩和策として、カナダ型のGST控除制度を検討した。結果として、カナダ型のGST控除制度はある程度の所得水準までは、負担の逆進性の緩和を解消することがわかった。

第3に、軽減税率による制度の非効率性について検討した。その結果、税率を1本とすると、消費税率は18%で、家計1人あたり3.6万円の定額給付で、しかも各所得階層の負担額は消費税率を18%で軽減税率を8%の場合とほぼ同じになることがわかった。

さいごに基礎消費額にかかる消費税に対して、所得制限を設けずに還付するという制度設計を検討した。その結果、還付額が大きくなるために、消費税率は37%となることがわかった。

**キーワード** 消費税, 社会保障財源, 負担の逆進性, GST控除制度, 軽減税率

**原稿受理日** 2020年6月23日

**Abstract** This paper, has estimated to what extent a VAT hike should be essential to secure financial resources for the social security system. This paper has also considered necessary measures taken for regressivity caused by the burden from a VAT hike and for inefficiency due to reduced tax rates.

The findings of this research have confirmed, first, that the balance of social security finance in the general account budget is estimated to have a deficit of about a 15.4 trillion by 2025. When the national tax rate is increased for social security finance and the local consumption tax rate, is also increased to the present percentage, the reduced tax rate remains the same as the VAT rate becomes about 18%.

Second, this paper has examined a Canadian GST credit system easing regressivity caused by a VAT hike. This examination has confirmed that the Canadian GST deduction system model can ease such regressivity to a certain income level.

Third, the examination of inefficiency due to reduced tax rates has confirmed that setting a single VAT rate sets the VAT rate to 18% along with a 36,000-yen fixed-sum stipend per family member budget. The burden of each income bracket remains almost the same as the case with the VAT rate of 18%, and the reduced tax rate of 8%.

The final point considered was a system of returning VAT that is levied on the basic consumption amount without limiting the income level. This attempt has found that the VAT rate becomes 37% because of a greater return.

**Key words** VAT, social security finance, regressivity, GST credit, reduced tax rate

## 1. はじめに

日本は高齢化の進行とともに、社会保障需要が増大している。特に、2025年問題と呼ばれる団塊の世代が後期高齢者に入る高齢者数のピーク時への対応が迫られている<sup>(1)</sup>。厚生労働省は、2025年に社会保障給付費は約140兆円と予測している<sup>(2)</sup>。

政府は2020年6月25日に、『全世代型社会保障検討会議』の第2次中間報告を出した。報告書では、定年の延長、子育て支援、雇用などへの提言はなされているが、財源に踏み込んだ記述はほとんどない。現に、安倍首相（当時）は、消費税の増税後は10年間は増税の必要ない旨の発言をしている<sup>(3)</sup>。日本において消費税の増税に対しては政治的に厳しい現状がある。福田内閣時に、社会保障国民会議は2008年に今後の社会保障財源として増税幅について提言をだしている<sup>(4)</sup>。提言では、2025年時点で、医療と介護において消費税率換算で3～4%、年金において6%分の追加的財源が必要としている<sup>(5)</sup>。

消費税の引き上げが前提とすると、消費税がもつ負担の逆進性の問題がより出てくることになる。2019年10月から逆進性緩和策として、軽減税率が必需品とみなされる財に導入されたが、高所得者層にも恩恵が行き渡る制度である。

そこで本稿では、まず、社会保障財源として、消費税率の引き上げはどこまで必要であるかを考える。その上で、消費税の増税から生じる負担の逆進性への対応策と軽減税率が引き起こしている制度の非効率性への対応策を検討することにする。

## 2. 既存研究

本稿では、社会保障財源の増大に対して消費税の増税で対応した場合、家計の負担にどのような影響をもたらすのかについて分析する。増税が消費だけではなく、所得、資産に対しても可能であるなかで、井堀（2016）は、消費税を増税させる理由として、以下を述べている<sup>(6)</sup>。まず、所得税については、高齢化社会における勤労世代の人数の相対的な減

---

(1) 1947年から1949年に生まれた世代を指す。

(2) 第28回社会保障審議会「資料2」（平成31年2月1日）「今後の社会保障改革について—2040年を見据えて—」による。

(3) 日本経済新聞、2019年7月22日朝刊による。

(4) 社会保障国民会議「最終報告」による。<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/>（閲覧日：2020年6月29日）

(5) 当時は、国民年金（基礎年金）の財源の3分の1が税であり、現在の2分の1ではない。

(6) 井堀（2016）p.116を参照。

少を指摘し、高齢者も負担する消費税の方が税収確保としては優れているとしている。また、所得税の最高税率の引き上げあるいは、税率の刻みを細かく設定することで中高所得者層からの税負担増は、脱税の誘因と、課税ベースの狭さから多くの税収増は期待できないとしている。資産課税については、相続税の累進性の強化は所得税以上の脱税の誘因となると指摘している。相続に対する課税の方法として、遺産行為を子供への消費とみなして定率課税することが現実的であるとしている。井堀（2016）は、消費税の増税については、2025年問題に対処するため、社会保障をはじめとした歳出の効率化と段階的な消費税を増税すれば、消費税率15%程度で中長期的な財政健全化ができるとしている。

経済界からは、日本経団連が2003年に「徹底した歳出の削減と社会保障制度改革、機動的な消費税率の引上げを中心とする税制改革を併せて進めることにより、2025年度までの消費税率の増加を18%程度までに抑えることが是非とも必要である。」と提言している<sup>(7)</sup>。

佐藤（2010）は、消費税の増税幅としては、2015年度までに10%にして、2020年度に追加して5%としている。佐藤（2010）は、低所得者対策としてカナダ型の GST 税額控除の導入を提言している。これによって社会保障と財政再建をすすめている。

消費税が増税された場合、公平性の観点から負担の逆進性への対応が検討されることになる。橋本（2010）は、逆進性の緩和には所得制限を設けた給付付き税額控除制度が有効だが、実施にハードルがあると指摘し、暫定的な案として、所得制限がない基礎的消費に対応した消費税額の還付があると提言している。

森信（2010）は、消費税の軽減税率が引き起こすいくつかの問題点を指摘している。その中で、軽減税率を適用させる範囲を合理的に設定することが困難であること、高所得者層にも恩恵が及ぶこと、軽減税率による税収減に対応させるために標準税率を高く設定させなければならないことをあげている。『マリーズレビュー』では、イギリスは他の EU 諸国より軽減税率（特に0%適用）の適用範囲が広いために課税ベースが小さくなっていることを指摘。改革案として、付加価値税の税率を1本化で、すべての財・サービスに課税し、個人に対する課税と便益によって再分配と労働供給に対する影響を考えた制度設計を提案している<sup>(8)</sup>。

---

(7) 日本経団連（2003）『「近い将来の税制改革」についての意見—政府税制調査会中期答申取りまとめに向けて—』より引用。 <https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2003/052/honbun.html#part1>（閲覧日：2020年6月29日）

(8) Institute for Fiscal Studies（2011），p.484を参照。

### 3. 分析手法

#### 3.1. 消費税の概要

本節では、消費税増税のシミュレーション分析の前提となる消費税の概要について述べることにする。日本の消費税は、基本的にはすべての財・サービスの販売、提供に対して課税されるが、非課税項目と軽減税率が設けられている。

非課税項目は、「税の性格から課税対象としてなじまないもの」と「社会政策的配慮に基づくもの」という2つの考え方から設けられている。前者としては、土地の譲渡及び貸付、有価証券、支払手段等の譲渡、貸付金の利子、保険料等、郵便切手類、印紙及び証紙、物品切手等の譲渡、行政手数料等、外為業務に係る役務の提供が非課税項目とされている。

後者としては、公的医療保障制度に係る医療等（医療機関における窓口負担）、住宅の貸付け、介護保険法の規定に基づく一定サービス及び社会福祉法に規程する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等、助産に係る資産の譲渡等、埋葬料・火葬等を対価とする役務の提供、身体障害者用物品の譲渡・貸付け等、学校等の授業料、入学金、施設設備等、教科書用図書の譲渡が非課税項目とされている（表1参照）。

表1 消費税の非課税項目

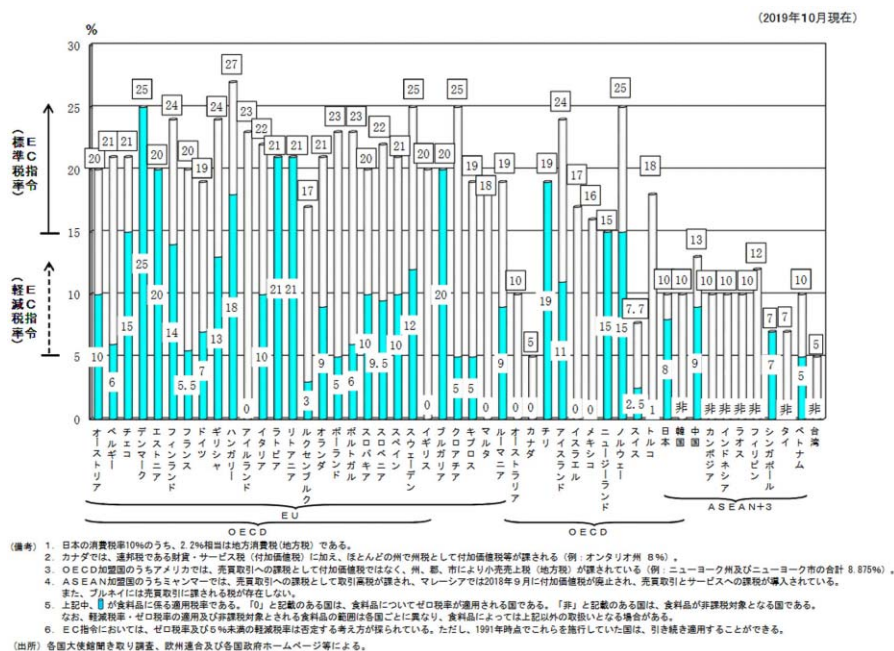
税の性格から課税対象としてなじまないもの	社会政策的配慮に基づくもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の譲渡及び貸付け</li> <li>・有価証券、支払手段等の譲渡</li> <li>・貸付金の利子、保険料等</li> <li>・郵便切手類、印紙及び証紙、物品切手等の譲渡</li> <li>・行政手数料等、外為業務に係る役務の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療保障制度に係る医療等</li> <li>・住宅の貸付け</li> <li>・介護保険法の規定に基づく一定のサービス及び社会福祉法に規程する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等</li> <li>・助産に係る資産の譲渡等</li> <li>・埋葬料や火葬等を対価とする役務の提供</li> <li>・身体障害者用物品の譲渡・貸付け等</li> <li>・学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備等</li> <li>・教科用図書の譲渡</li> </ul>

出所：国税庁 web より作成<sup>(9)</sup>。

(9) web アドレス：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6201.htm>（閲覧日：2020年4月15日）

非課税項目を販売している事業者は、消費者から消費税を取ることができず、仕入税額控除をすることができない。特に、医療機関は、販売価格が診療報酬制度に基づく公定価格であるため、価格に転嫁させることができない。消費税の増税時に、厚生労働省は診療報酬に上乘せさせているとしているが、それを考慮してもなお、医療機関は消費税を多く負担しているとされている。これを消費税の損税問題<sup>(1)</sup>という。次に消費税（付加価値税）の税率について確認しておこう。

図1は付加価値税率（標準税率と軽減税率）について国際比較をしたものである。図1によると、EC指令によってEUに所属する国々では、標準税率は15%から25%、軽減税率は5%以上とされている<sup>(2)</sup>。国際比較がなされている国々の中で最も標準税率が高いのは、ハンガリーの27%である。デンマークはハンガリーに次いで標準税率が高く、25%とされているが、軽減税率はない。軽減税率がない国としては、エストニア（20%）、ラト



出所：財務省 web より引用<sup>(2)</sup>。

図1 消費税（付加価値税）率の国際比較

(1) 損税の発生についての詳細は鈴木（2013）を参照。なお、鈴木（2013）では、医療機関全体で約2,638億円の損税が発生していると推計されている。

(2) web アドレス：[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j04.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm) (2020年4月22日閲覧)

ビア（21%）、リトアニア（21%）というバルト三国と、ブルガリア（20%）、チリ（19%）、ニュージーランド（15%）が挙げられる。

EU 諸国と比較して、ASEAN+3（日本、中国、韓国）および台湾は、標準税率が低くなっている。これらの国々において最も標準税率が高いのは、中国の13%であるが、中国では軽減税率を9%として設定されている。日本は2019年10月から消費税を8%から10%に増税し、軽減税率として8%を設けることになった。これらの国々において軽減税率を設けていないのは、韓国、カンボジア、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、台湾である。日本の場合、標準税率と軽減税率の差が2%と小さくなっていることが特徴である。

表2は消費税（付加価値税）の概要について国際比較でまとめたものである。表2によると、非課税項目が土地の譲渡、医療、教育が対象とされているのは、各国で共通していることがわかる。軽減税率の対象としては、食料品、水道水、新聞は日本も含めて各国で共通している。イギリスではこれらはゼロ税率が適用されている。

日本では、仕入税額控除の方法として、帳簿方式（アカウント方式）を採用しているが、

表2 消費税概要の国際比較

(2019年10月現在)

区分	日本	EC指令	フランス 1968年	ドイツ 1968年	イギリス 1973年	スウェーデン 1969年	
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年	
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所でも独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	経済活動をいかなる場所でも独立して行う者及び輸入者	
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	
税率	標準税率	10% <sup>(注1)</sup>	15%以上	20%	19%	20%	25%
	ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築（土地を含む）、新築建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等	医薬品等
	輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	酒類・外食を除く飲食品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞 8% <sup>(注1)</sup>	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上（2段階まで設定可能）	10% 書籍、食料品、水道水、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	7% 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等	5% 家庭用燃料及び電力等	12% 食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 6% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等
割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし	
課税期間	1年（個人事業者：暦年法人、事業年度）ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月 <sup>(注2)</sup>	1年	3か月 <sup>(注3)</sup>	1か月、3か月又は1年 <sup>(注4)</sup>	

（備考）上記は、各国における原則的な取り扱いを記載。

（注1）日本の消費税率は地方消費税を含む。

（注2）課税売上高が一定額以下の場合には、1年の課税期間を選択することができ、付加価値税額が一定額以下の場合には、3か月の課税期間を選択することができる。

（注3）課税売上高が一定額以下等の場合には、1年の課税期間を選択することができる。また、申請等によって1ヶ月の課税期間を選択することができる。

（注4）課税期間は課税売上高に応じて決定される。（課税売上高が大きいほど短い課税期間となる）。ただし、申請によってより短い課税期間を選択することができる。

出所：財務省 web より引用<sup>(13)</sup>。

(13) web アドレス：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j04.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm)  
(2020年4月22日閲覧)

EUをはじめとして多くの国では、伝票方式（インボイス方式）を採用している。帳簿方式では、軽減税率（複数税率）に対応することが難しいとされている。帳簿上に標準税率と軽減税率の複数が対象となっている商品が混在しているためである。これに対応するため、日本では、2024年10月から日本型インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されることになっている。

### 3.2. 分析手法

本稿で用いる消費税増税のシミュレーションの方法は、林・橋本・跡田・本間（1989）を基本としている。林・橋本・跡田・本間（1989）は『家計調査年報（総務省）』を利用し、消費税が導入された場合に、所得階層別の間接税の税負担がどのようになるのかをシミュレーション分析をおこなっている。分析当時は、消費税が導入されていなかった時代である。シミュレーションでは消費税が導入された場合の物価上昇を考慮して分析がなされている。分析の対象となっている税制改革は、所得税の減税と消費税の導入がなされている。分析結果として、所得税の減税による可処分所得の増加を考慮しても依然として、消費税の導入によって間接税負担の逆進性の存在を指摘している。

林（1995）も『家計調査年報』を用いて、所得階層別の消費税を含めた間接税の税負担を計測している<sup>(4)</sup>。林（1995）は、税負担の逆進性は消費税よりも個別間接税のほうが強くなっているとしている。

本稿においても消費税の増税が所得階層別にどのような影響をもたらすのかについてのシミュレーションの分析手法としては『家計調査年報』を利用することにした。

## 4. 分析と結果

社会保障財源として消費税に財源を求めたときに、どのくらいの増税規模になるのかを予測する必要がある。予測にあたっての基礎的なデータは、内閣府による『中長期の経済財政に関する試算（2020年1月17日）』を利用した（以降、中長期試算とする）。中長期試算においては、成長実現ケースとベースラインケースが想定されているが、本稿ではベースラインケースを前提とした<sup>(5)</sup>。

(4) 1990年の勤労者標準世帯のデータを用いている。消費税の税率は3%としている。

(5) 成長実現ケースは、「アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものである。」とされ、ベースラインケースは、「経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したものである。」<sup>7</sup>

『中長期試算』では、「2021年度以降の歳出については、社会保障歳出は高齢化要因や物価・賃金上昇率等を反映して増加し、それ以外の一般歳出は物価上昇率並みに増加する。」とされている<sup>(6)</sup>。税金、その他税金、基礎的財政収支（プライマリーバランス：PB）対象経費は『中長期試算』に掲載されている。税金に含まれる消費税収は2021年度以降は、名目 GDP 成長率で延伸することにした。これらによって社会保障分収支が予測されることになる。表3は予測の結果をまとめたものである。

表3によると、高齢化のピークとされる「団塊の世代」が75歳にさしかかる2025年において、社会保障分収支は、15.8兆円の赤字となる<sup>(7)</sup>。GDP デフレーターによって2018年に実質化すると、15.4兆円の赤字となる<sup>(8)</sup>。これは、消費税率1%分を約2.4兆円とすると、6.42%分に相当する<sup>(9)</sup>。

表3 中長期予測（ベースラインケース）

年度	名目 GDP 成長率	GDP デフレーター	A	B	C	D	E	F	F-A=G	D-B=H	A-H=I
			PB 対象経費	うち社会保障関係費	税金	うち消費税収	税外収入	税金+税外収入	PB	社会保障分収支	社会保障以外収支
2018	0.1%	-0.2%	76.4	32.6	60.4	12.3	5.7	66.1	-10.3	-20.3	96.7
2019	1.8%	0.9%	82.1	34.1	60.2	12.9	7.4	67.6	-14.5	-21.2	103.3
2020	2.1%	0.8%	79.3	35.9	63.5	21.7	6.6	70.1	- 9.2	-14.2	93.5
2021	0.7%	0.2%	78.2	36.4	63.7	21.9	5.3	69.0	- 9.2	-14.5	92.7
2022	1.7%	0.2%	79.4	37.3	64.7	22.2	5.3	70.0	- 9.4	-15.1	94.5
2023	1.5%	0.2%	80.5	37.9	65.7	22.6	5.4	71.1	- 9.4	-15.3	95.8
2024	1.4%	0.2%	81.4	38.5	66.7	22.9	5.4	72.1	- 9.3	-15.6	97.0
2025	1.3%	0.2%	82.2	39.0	67.6	23.2	5.5	73.1	- 9.1	-15.8	98.0
2026	1.2%	0.2%	82.9	39.5	68.5	23.5	5.5	74.0	- 8.9	-16.0	98.9
2027	1.2%	0.2%	83.9	40.1	69.3	23.8	5.6	74.9	- 9.0	-16.3	100.2
2028	1.1%	0.2%	84.8	40.6	70.1	24.0	5.6	75.7	- 9.1	-16.6	101.4
2029	1.1%	0.2%	85.7	41.1	70.9	24.3	5.7	76.6	- 9.1	-16.8	102.5

出所：内閣府『中長期の経済財政に関する試算（2020年1月17日）』より作成。

消費税は、2019年10月から8%から標準税率が10%、軽減税率が8%とされた。消費税は1997年4月に3%から5%に増税され、国税が4%、地方税が1%とされ、地方消費税が導入された。消費税は2014年4月から8%に増税となり、国税が6.24%、地方税が1.76%とされた。2019年10月からの増税においては、軽減税率分の国税と地方税の税率は改正さ

↘とされている。（内閣府（2020），p.1 から引用。）本稿では社会保障財源としての安定性を考慮し、ベースラインケースを前提とした。

(6) 内閣府（2020）p.2 から引用。

(7) 1947年から1948年に生まれた第1次ベビーブーマーの世代を指す。

(8) 分析に用いるデータが2018年となっているからである。

(9) 2010年度から2018年度の期間において4月から増税になった2014年度を除いた消費税（国税分と地方税分）の税率1%分の平均税収は約2.4兆円である。



社会保障財源としての消費税率の引き上げと逆進性緩和策について（鈴木）

れていないが、標準税率分の10%は国税が7.8%，地方税が2.2%とされた。

これまでの消費税の増税にあたっては、地方税分も増税されていることがわかる。本稿においては、社会保障財源としては国税分を6.42%上昇させることになるが、それにしたがって、地方分も増税させることにした。地方分の増税幅は、現状の割合を維持するものとした。したがって、国税分で6.42%を上昇させるとなると、地方分は6.42%を7.8%で除して、2.2%を乗じた1.81%を上昇させるものとする。最終的な消費税率は現状の標準税率10%に国税分の6.42%と地方分の1.81%を加えた18.2%となる。シミュレーションに用いた消費税率は、標準税率を18%とし、軽減税率は8%とした。

（消費税の負担の現状）

消費税増税のシミュレーションの前に、消費税の負担の現状を確認しておこう。用いたデータは『家計調査年報（総務省）』の2019年版である。2019年版であるため、データの内容は2018年である。対象とした世帯は総世帯である。2018年データであるため、消費税率は8%となっている。したがって消費税が課税されている消費支出は、1+8%で割り戻す必要がある。非課税項目としては、家賃・地代、保健・医療サービス、教育とした。食料に対しては軽減税率が対象とされているが、酒類と外食（一般外食）はその対象外となっている。

以上の想定のもとに、所得階層別の消費税の負担を計算した結果が、表4にまとめられている。

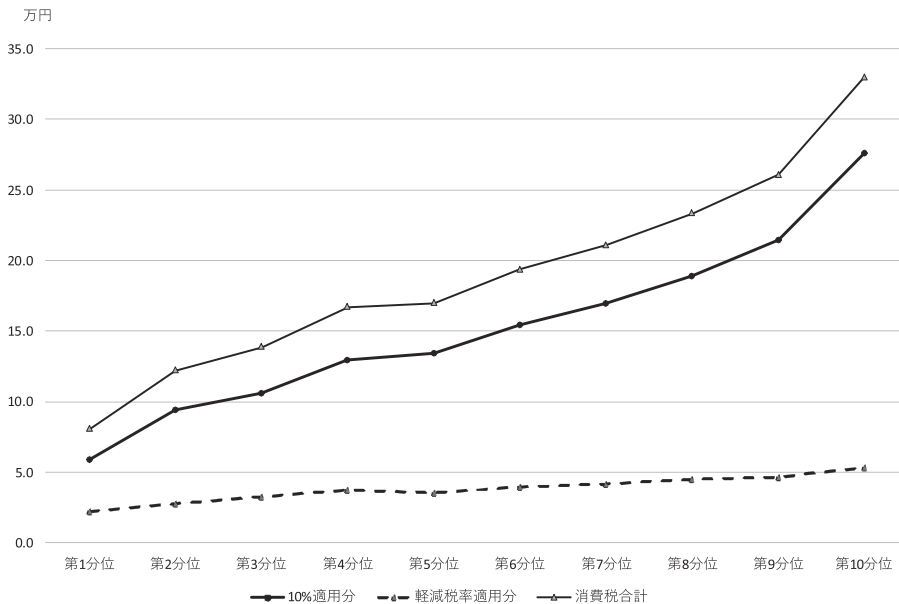
表4 所得階層別の消費税負担（総世帯）

単位：円（1か月）

		平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
	消費支出	208,081	91,731	132,388	150,068	177,328	186,681	211,846	228,106	253,981	285,107	363,581
軽減税率	食料	58,780	30,572	40,096	46,917	53,660	55,098	59,947	64,045	70,995	76,169	90,291
10%適用	うち酒類	2,972	1,380	1,963	2,108	2,216	2,331	2,756	2,846	3,162	3,223	3,499
	うち外食（一般外食）	10,742	3,977	6,606	7,948	8,972	12,497	12,784	14,345	17,081	20,819	26,347
非課税	家賃・地代	10,853	9,038	9,192	9,416	8,651	13,431	14,521	11,417	12,541	9,861	10,460
	保健・医療サービス	6,493	3,505	4,328	5,504	6,363	7,080	7,196	6,125	6,703	7,601	10,521
	教育	7,631	165	624	776	918	2,735	4,141	8,333	10,972	18,796	28,847
	年間収入	517	126	216	275	330	389	460	555	672	833	1,311
	世帯人員	2.3	1.19	1.43	1.79	1.98	2.07	2.44	2.76	2.93	3.1	3.35
軽減税率適用分	食料-酒類-外食	45,066	25,216	31,527	36,861	42,473	40,270	44,408	46,855	50,752	52,127	60,445
本則適用	消費-軽減-非課税	138,038	53,807	86,717	97,511	118,923	123,165	141,581	155,377	173,013	196,722	253,307
	軽減税率分消費税	3,338	1,868	2,335	2,730	3,146	2,983	3,289	3,471	3,759	3,861	4,477
	本則税率消費税	12,549	4,892	7,883	8,865	10,811	11,197	12,871	14,125	15,728	17,884	23,028

※年間収入の単位は万円。

出所：総務省『家計調査年報（2019年）』（総世帯）より作成。



出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より作成。

図2 収入階級別の負担額 (総世帯)

表4の結果から所得階層別の税負担額を描いたものが、図2である<sup>20)</sup>。図2によると、消費税の負担額は、高所得者ほど多いことが確認できる。軽減税率は、酒類と外食を除いた食料への支出という生活必需品に限ったものであるため、所得階層間に大きな差がないことがわかる。

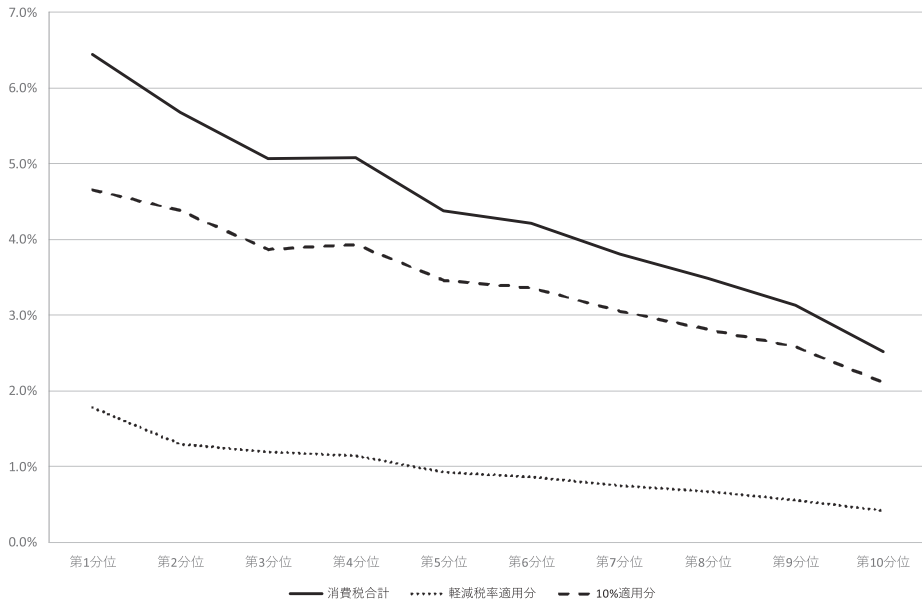
次に、消費税の負担の逆進性についてみてみよう。消費税の逆進性は、負担額を年間収入で除することで求められる。負担額を年間収入で除した値が低所得層から高所得層にかけて低下していけば、逆進性がみられることになる。図3は結果をグラフ化したものである。図3によると、軽減税率の負担率でも緩やかであるが、逆進性がみられる。10%適用分の逆進性が明らかにみられるため、全体としての消費税負担率は、第1分位で6.4%であり、第10分位で2.5%となっており、明らかな逆進性がみられる。

逆進性は、低所得者層において重い負担になることから、再分配状況に影響を及ぼすことになる。そこで、課税前と課税後における分配状況を数値化できるジニ係数を計測した<sup>21)</sup>。ジニ係数は0から1の値をとる。係数が0であれば、完全平等であり、1であれば、完全

<sup>20)</sup> 負担額は12を乗じることによって年単位にし、10,000で除して、万円単位にしている。

<sup>21)</sup> ジニ係数の計測にあたっては、課税前所得と課税後所得を等価所得によっている。等価所得は所得を世帯人員の平方根によって除することによって求められる。

不平等の分配状況を表す。計測した結果、課税前のジニ係数は0.271であり、課税後のそれは0.277となり、分配状況の悪化がみられる。



出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より作成。

図3 所得階級別の負担率（総世帯）

分析に用いたデータは総世帯を対象としたものであり、低所得者層において年金収入で生活をする引退世帯が多く含んでおり、このような世帯が消費税の逆進性を生じさせているとの指摘が大竹・小原（2005）によってなされた。大竹・小原（2005）は、生涯レベルでの消費税の負担に着目し、生涯所得階層別でみれば、消費税は累進的になると指摘した。これに対して橋本（2010）は、大竹・小原（2005）が「同一世代に異なる所得水準の世帯を想定していない」という問題点を指摘し<sup>②</sup>、同一世代内に異なる所得水準の家計を想定し、逆進性の計測をおこなっている。橋本（2010）は、逆進性の計測にあたって引退世帯をある程度排除するために、『家計調査年報』の勤労者世帯を利用している。分析結果として、消費税の負担の逆進性がみられるとしている<sup>③</sup>。

そこで、本稿も勤労者世帯を対象とした消費税の負担の現状を確認する。軽減税率、非

② 橋本（2010）p.36から引用。

③ 橋本（2010）では、学歴別かつ企業規模別の生涯所得プロファイルを作成し、生涯レベルにおいても逆進性が存在すると指摘している。しかし「ただし、その逆進性の度合いは、それほど高くはないとも言えよう。」としている。（p.43から引用。）

課税対象項目は総世帯の場合と同様としている。表5に負担額の計測結果がまとめられている。図4は所得階層別の税負担率（年間）をグラフ化したものである。

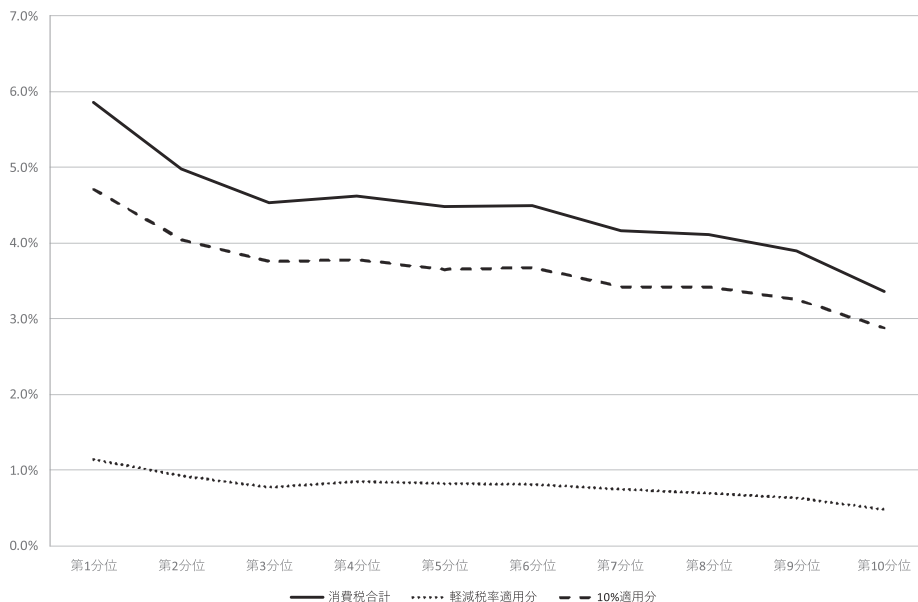
図4によると、第1分位の負担率は5.9%、第10分位の負担率は3.4%となっている。消費税の負担の逆進性が、総世帯ほどではないが、発生していることがわかる。ジニ係数は課税前が0.263であり、課税後は0.266となっている。やはり分配状況の悪化はみられるが、総世帯よりは小さい。

表5 所得階層別の消費税負担（勤労者世帯）

単位：円（1か月）

	平均	第1分位	第2分位	第3分位	第4分位	第5分位	第6分位	第7分位	第8分位	第9分位	第10分位
消費支出	259,751	138,040	167,267	188,966	218,779	232,577	266,420	285,056	313,379	353,579	433,446
軽減税率											
食料	62,354	35,977	44,552	47,376	54,006	58,560	66,505	69,956	74,278	79,949	92,381
10%適用											
うち酒類	2,612	1,916	1,915	1,811	2,344	2,471	3,108	2,853	3,185	3,068	3,450
うち外食（一般外食）	14,296	7,671	11,506	13,467	11,524	12,088	13,233	14,383	16,335	18,001	24,754
非課税											
家賃・地代	15,891	18,813	19,861	21,199	21,772	14,791	13,574	14,590	11,341	10,007	12,960
保健・医療サービス	5,897	2,868	3,363	4,488	5,300	5,150	5,021	6,707	6,929	8,223	10,917
教育	12,873	1,302	1,855	4,592	5,233	9,708	11,164	13,155	20,391	26,286	35,048
年間収入（勤め先収入） （万円）	567	205	299	368	423	474	553	631	702	837	1,180
世帯人員	2.6	1.34	1.71	1.95	2.44	2.74	2.97	3.03	3.19	3.33	3.33
軽減税率 適用分											
食料-酒類-外食	45,445	26,390	31,131	32,098	40,138	44,001	50,163	52,720	54,757	58,881	64,178
本則適用											
消費-軽減-非課税	179,645	88,667	111,056	126,589	146,336	158,927	186,498	197,883	219,960	250,182	310,344
軽減税率分消費税	3,366	1,955	2,306	2,378	2,973	3,259	3,716	3,905	4,056	4,362	4,754
本則税率消費税	16,331	8,061	10,096	11,508	13,303	14,448	16,954	17,989	19,996	22,744	28,213

出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より筆者作成。



出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より作成。

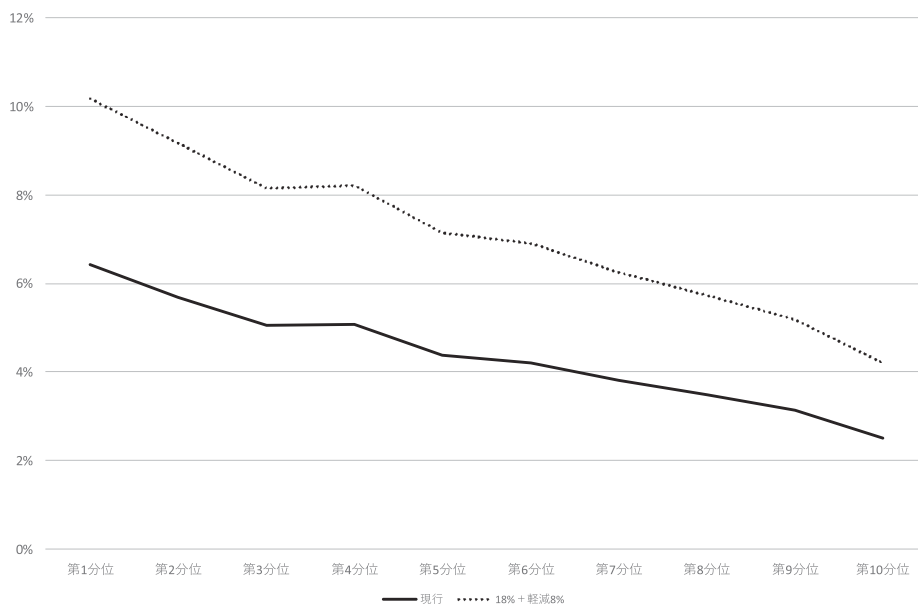
図4 所得階級別の負担率（勤労者世帯）

（消費税増税のシミュレーション）

本稿では、まず、現行の消費税から標準税率18%、軽減税率8%をシミュレーションし、それに見合う税収を得ることができる制度改革案を検討する。税収中立を想定するために、税負担の計測には、『家計調査年報』の総世帯を用いる。

税負担の計測方法としては、以下の通りである。まず、現行の標準税率（10%）と軽減税率（8%）の負担額をそれぞれ  $x_n$  と  $y_n$  とする。ただし、 $n$  は所得階層を表すものとする。所得階層別の負担額の合計を  $X$  と  $Y$  とする。 $x_n$  と  $y_n$  をそれぞれの合計額で除したものを  $x_n/X$ 、 $y_n/Y$  とし、これを按分率とする。増税は標準税率を10%から18%に増税することになるので、増税後の税収は  $X$  に1.8を乗じた値になる。これに按分率を乗じることで、増税時の所得階層別の税負担額が計算することができる。

図5は現行と標準税率18%、軽減税率8%の場合の所得階層別の税負担率をグラフ化したものである。軽減税率は改革前から据え置きになっているため、改革前から改革後にかけてグラフは平行に移動していることがわかる。税負担率は、改革前から改革後に第1分位は6.4%から10.2%、第10分位は2.5%から4.2%と増加する。グラフは平行移動となるために、逆進性に変化はないが、第1分位における負担率の上昇は大きいものといえよう。負担額でみれば、第1分位は、改革前の8.1万円から改革後には12.8万円に増加する。



出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より作成。

図5 現行と消費税増税ケースの負担率

社会保障財源としての消費税の増税にあたっては、負担率が高いレベルで逆進性が発生することがわかった。このような逆進性の緩和策の1つとしては、カナダでおこなわれている GST 控除制度 (Goods and Services Tax Credit) が存在する。この制度は、消費税率は1本として、低所得者に後から還付するやり方である。低所得者に後から還付することで、的を絞った再分配が可能となる。GST 控除制度は、日本では「給付付き税額控除」と呼ばれる。過去に政府税制調査会で議論され、民主党政権時 (2010年) に導入を検討されたことがある。

民主党政権における「平成22年度 (2010年度) 税制改革大綱」において、「逆進性対策として、軽減税率も考えられますが、非常に複雑な制度を生むこととなる可能性があることなどから、「給付付き税額控除」の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。」とされている<sup>24)</sup>。

森信 (2010) は、軽減税率が導入される以前に、逆進性への対策としての優遇税率の問題点を指摘し、「この問題は、「消費税負担への政策的配慮の必要性和事業者や消費者のコスト、つまり制度の中立性・簡索性との比較考量で考えられるべきもの」ということになる。」とし<sup>25)</sup>、低所得者層への対応として、カナダ型の GST 控除によることを提言している<sup>26)</sup>。

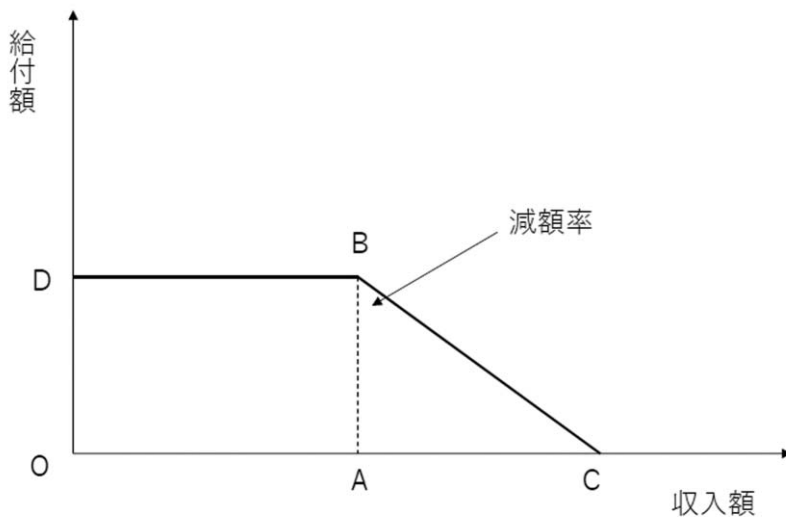


図6 カナダ型 GST 控除の概念図

<sup>24)</sup> 財務省 (2009), p.22から引用。

<sup>25)</sup> 森信 (2010), p.84から引用。

<sup>26)</sup> 森信 (2010) は当時の日本における単一税率の効率性を指摘し、OECD の2001年ワーキングペーパーにおいて日本の消費税の有効度が世界で3番目に高いという評価を受けていることを指摘している。

カナダ型 GST 控除制度の概念図を表したものが、図 6 である。カナダ型の GST 控除制度は、世帯類型によって異なる所得水準以下の世帯に給付される。独身であれば、443 カナダドル（以下、CAD とする。）、配偶者（事実婚を含む）がいる場合は580 CAD、19 歳以下の子供 1 人あたり追加で153 CAD である<sup>27)</sup>。給付額は、本人分が290 CAD、配偶者分が290 CAD、19歳未満の子供に対して153 CAD である<sup>28)</sup>。世帯所得の上限は37,789 CAD となっている。世帯所得を超過すると 5%減額されていく。したがって給付額は以下のように表すことができる。

（夫婦子 2 人のケース）

$$\text{給付額} = 886 \text{ CAD} - (\text{世帯所得} - 37,789 \text{ CAD}) \times 5\%$$

本稿における給付付き税額控除は、基礎消費に係る消費税を給付するやり方である。給付される所得制限は270万円とした<sup>29)</sup>。この場合、シミュレーションに使用する所得階層別の給付額の式は以下ようになる。

$$CD_i = C_b \times T / (1 + T) + (H_i - 1) \times C_m \times T / (1 + T) - (Y_i - A) \times R$$

ただし、 $CD_i$  は所得階層別の給付額であり、 $i$  は所得階層を表している。 $C_b$  は単身者の基礎消費額、 $C_m$  は追加の世帯人員 1 人当たりの基礎消費額を表している。 $T$  は、消費税率であり、 $H_i$  は所得階層別の世帯人員である。 $Y_i$  は所得階層別の世帯収入額であり、 $A$  は設定される所得制限であり、 $R$  は超過減額率である。基礎消費額は橋本（2010）にしたがい、独身は100万円、1人増加毎に追加で50万円とした<sup>30)</sup>。

標準税率18%、軽減税率 8%の場合と同じ税収を得ることができるという、税収中立の条件のもとに減額率を10%として消費税率を計測すると、消費税率は18%となった。同じ

<sup>27)</sup> カナダ政府のウェブページを参照。(https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/gsthstc-amount.html) (閲覧日：2020年6月24日)

<sup>28)</sup> 2020年6月24日時点での1カナダドルは78.7円である。

<sup>29)</sup> カナダ政府のウェブページを参照。(https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/goods-services-tax-harmonized-sales-tax-gst-hst-credit/goods-services-tax-harmonized-sales-tax-gst-hst-credit-payment-amounts-tax-year-2016.html) (閲覧日：2020年6月24日)

<sup>30)</sup> 個人住民税非課税世帯（夫婦子 2 人）が271万5,999円を概ねの基準としている。

<sup>31)</sup> 橋本（2010）は消費税の逆進性への緩和策の1つとしてカナダ型の GST 控除制度のシミュレーション分析をおこなっている。

条件で減額率を5%として消費税率を計測すると、消費税率は21%となった。

次にシミュレーション分析をおこなう制度設計は、制度の効率性を考慮したものである。森信（2010）で指摘された複数税率による制度の中立性・簡素性を損なう部分を考慮したものである。制度設計として、税率を1本とし、所得制限をつけずに世帯人員1人あたりに定額給付をおこなうというものである。税込中立の条件のもとに消費税率を18%にした場合をシミュレーションをすると、3.6万円の定額給付という結果を得た。

最後にシミュレーション分析をおこなう制度設計は、給付つき税額控除で使用した基礎消費額にかかる消費税をすべて還付（給付）するというものである。税込中立の条件のもとに消費税率を計測すると、消費税率は37%となった。還付額が多額になる分、税率は高くなってしまう結果となる。

これまで5つのケースを以下のようにケースAからケースEとする。ケースAは標準税率18%と軽減税率8%の組み合わせである。ケースBは標準税率18%と定額給付3.6万円の組み合わせである。ケースCは給付つき税額控除で、税率18%で減額率10%である。ケースDは給付つき税額控除で、税率21%で減額率5%である。ケースEは税率37%で基礎消費額にかかる消費税分還付である。

シミュレーション分析をおこなった結果のうち、主な3つのケースについて結果をまとめたものが、図7と図8である。図7は所得階層別の負担額を描いたものであり、図8は所得階層別の負担率を描いたものである。

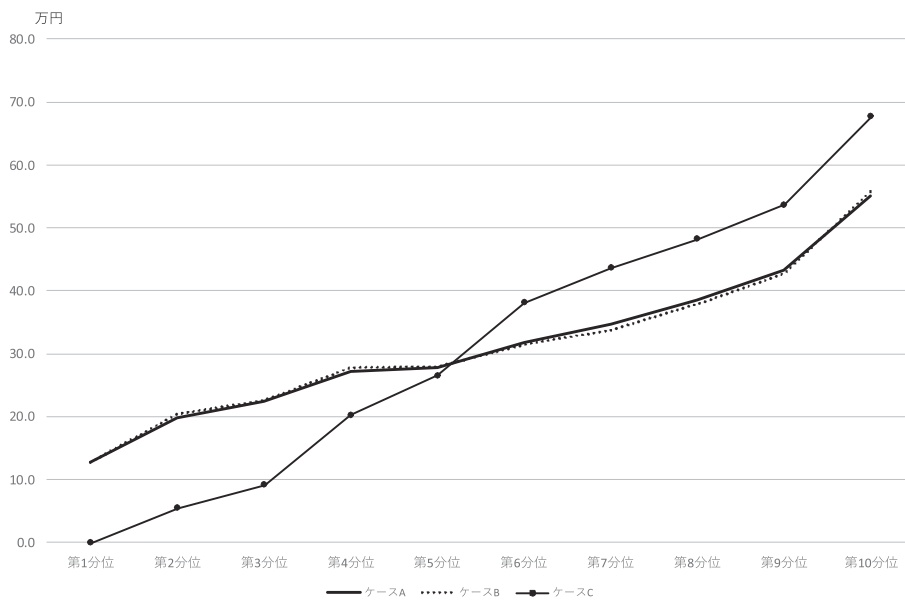
図7によると、3ケースともに所得階層が上昇するにつれて負担額が多くなっている。給付つき税額控除であるケースCでは第1分位は給付により税負担がなくなっている。ケースAとケースBでは、第1分位から第5分位までは負担額がケースCを上回るが、第6分位から第10分位では負担額がケースCを下回ることになる。ケースAとケースBでは各所得階層において負担額はほぼ同じとなっている。

図8によると、ケースAとケースBでは、依然として負担の逆進性がみられる。負担額ではケースAとケースBでは、ほぼ同じ水準であったが、負担率では第1分位から第5分位まではケースBがケースAを上回り、第6分位から第9分位まではケースAがケースBを上回っている。第10分位では、若干ではあるが、ケースBがケースAを上回っている。

ケースCは第1分位から第6分位までは負担率が上昇し、負担の逆進性が解消されている。しかし、ケースCは第7分位から第10分位までは依然として負担の逆進性が存在している。

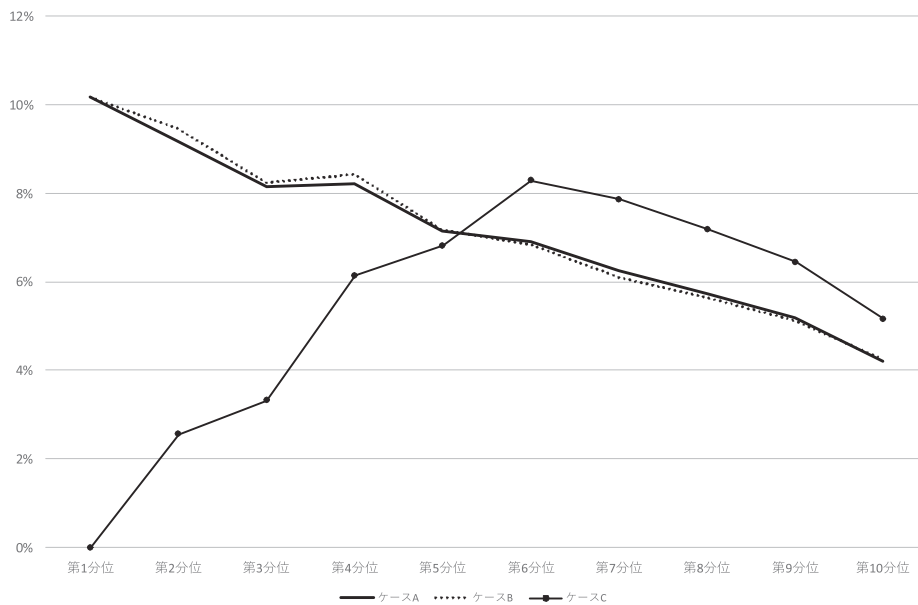


社会保障財源としての消費税率の引き上げと逆進性緩和策について（鈴木）



出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より作成。

図7 税込中立における負担額（単位は万円）



出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より作成。

図8 税込中立における負担率

表6 再分配効果

ケース	ジニ係数
課税前	0.271
ケースA	0.280
ケースB	0.280
ケースC	0.266
ケースD	0.261
ケースE	0.305

出所：総務省『家計調査年報（2019年）』より作成。

最後に課税による分配の状況の変化についてみることにする。表6は課税前と5つのケースについてジニ係数を計測した結果をまとめたものである。標準税率を上昇させるケースAとケースBのジニ係数は0.280であり、課税前の0.271より格差が拡大している。給付付き税額控除であるケースCとケースDはジニ係数がそれぞれ0.266と0.261であり、課税前より格差が縮小している。基礎消費額にかかる消費税を還付するケースEでは、ジニ係数が0.305となり、格差は拡大している。税率は高くなるが、還付額が多くなってしまい、格差は拡大してしまうことになる。

橋本（2010）では、逆進性の緩和策の1つの暫定的な案として、基礎消費額にかかる消費税を還付することを提案している。しかし橋本（2010）の分析は消費税率が5%で還付されることになっている。橋本（2010）とは、還付額が本稿で扱った消費税率である37%と比較して大きな差がある。所得階層が上昇するにつれて世帯人員が多くなっているため、大きな額が所得階層が上位にある世帯に多く還付されてしまう。

本稿の結果からは、税制の効率性という観点からはケースBである税率1本に定額の給付金が有効となり、公平性の観点からはケースDである給付付き税額控除が有効となる。

## 5. さ い ご に

本稿では、社会保障財源としての消費税率の引き上げのレベルとその対応策について検討をおこなった。本稿で得られた結果は、以下の通りである。

第1に、2025年において社会保障分収支は、現在価値で15.4兆円の赤字となる。これに対応する消費税は税率換算によると、6.42兆円に相当する。社会保障財源として国税分を増税させ、これにともなって現状の割合で地方消費税分も増税させるとなると、軽減税率は据え置くとすると、消費税の税率は約18%となる。

第2に、消費税の増税幅を同じにするという税収中立の条件をつけて、増税に対する負担の逆進性への緩和策として、カナダ型の GST 控除制度を検討した。所得制限を270万円で減額率を10%に設定した場合、消費税率は18%となった。所得制限を270万円で減額率を5%に設定した場合、消費税率は21%となった。この2ケースをジニ係数で比較すると、後者の方が上回ることがわかった。カナダ型の GST 控除制度はある程度の所得水準までは、負担の逆進性の緩和を解消することがわかった。

第3に、軽減税率が制度の複雑化を招くことから、制度の効率性について検討した。その結果、消費税の増税幅を同じにするという税収中立の条件をつけて、税率を1本とすると、消費税率は18%で、家計1人あたり3.6万円の定額給付で、しかも各所得階層の負担額は消費税率を18%で軽減税率を8%の場合とほぼ同じになることがわかった。

さいごに基礎消費額にかかる消費税に対して、所得制限を設けずに還付するという制度設計を検討した。その結果、還付額が大きくなるために、消費税率は37%となることがわかった。

本稿から得られた結果からは、逆進性の緩和策としては、カナダ型の GST 控除制度が提言されることになる。しかし、この制度の導入には、所得の申告という申告納税を世帯の幅広い実施とマイナンバー制度を利用した所得の捕捉が強化されることが必須となる。これに対しては、日本の現状は、源泉徴収制度への偏りと、マイナンバーの普及が滞っていることが指摘される。もし、制度の非効率性を重視するのであれば、増税とともに定額給付を暫定的に導入することも考慮されてもよいだろう。

## 謝 辞

本稿の執筆にあたって橋本恭之教授（関西大学）から多くのコメントをいただいた。記して感謝したい。

## 参 考 文 献

- [1] 井堀利宏（2016）『消費増税はなぜ経済学的に正しいのか「世代間格差拡大」の財政的研究』ダイヤモンド社。
- [2] 大竹文雄・小原美紀（2005）「消費税は本当に逆進性か—負担の「公平性」を考える」『論座』第137号，pp.44-51。
- [3] 財務省（2009）『平成22年度税制改正大綱』。
- [4] 佐藤主光（2010）「試案：消費税増税のあり方」『週刊エコノミスト』第88巻第43号，pp.80-81。

- 〔5〕 鈴木善充（2013）「医療支出に対する課税について」『生駒経済論叢』第11巻第2号，pp.65-85.
- 〔6〕 内閣府（2020）『中長期の経済財政に関する試算』（2020年1月17日，経済財政諮問会議提出資料）.
- 〔7〕 日本経済団体連合会（2003）『「近い将来の税制改革」についての意見—政府税制調査会中期答申取りまとめに向けて—』
- 〔8〕 橋本恭之（2010）「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41巻，pp.35-53.
- 〔9〕 林宏昭（1995）『租税政策の計量分析—家計間・地域間の負担配分』日本評論社.
- 〔10〕 林宏昭・橋本恭之・跡田直澄・齊藤愼・本間正明（1989）「間接税の改革」本間正明・跡田直澄編『税制改革の実証分析』東洋経済新報社，第4章所収，pp.84-103.
- 〔11〕 森信茂樹（2010）『日本の税制—何が問題か』岩波書店.
- 〔12〕 Institute for Fiscal Studies（2011），*Tax by Design The Mirrlees Review*，Oxford University Press.